

別表第1

| | 研究者 | 研究生 |
|---------|--|---|
| 応募条件 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 本国の研究機関または大学において、博士課程を修了後数年以上にわたり関連する研究を行っている者であること。もしくは、それと同等以上と認められる者であること（学士取得後6年以上または修士取得後3年以上研究機関にて研究を実施していること）。 2. 本国において原子力安全および関連利用技術に係る研究に携わっていること。 3. 帰国後、本国の原子力安全および関連利用技術に貢献できる者であること。 4. 心身とも健康であり、日本国での研究活動に支障がないこと。 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 本国の修士または博士課程の学生であること。もしくは、それと同等以上と認められる者であること。 |
| 研究内容 | 受入研究機関において日本国の研究者と共に研究を行う。 | 受入研究機関において研究生として教官等の指導の下に研究を行う。 |
| 研究の実施期間 | | 原則3～6ヶ月 |
| 研究の実施時期 | | 実施年度の第2四半期～第4四半期 |
| 受入人数 | 若干名 | 若干名 |

別表第2

| 本制度にてエネ研が負担する費用 | 内容 | 費用毎の要件 |
|-----------------|---|--|
| 1 旅費 | | |
| ア 国外旅費 | 海外研究者・研究生の本国から日本国までの往復航空券（エコノミークラス）を支給する。 | ・海外研究者・研究生の自宅から最寄りの空港までの旅費は海外研究者・研究生の負担とする。 |
| イ 国内旅費 | 空港から受入研究機関の最寄りの駅までの切符の支給、または交通手段（バス等）を手配する。また、出入国時のホテル費用を負担する。 | ・出入国時のホテル費用の負担は、航空機の発着時間の理由で空港付近への宿泊を余儀なくされる場合に限る。 |
| ウ 滞在支援費 | 本制度による研究実施期間中、研究者および研究生に日額4000円を現金にて支給する。 | ・日本に入国した日から出国する日までの日数を支給対象とする。 ・支払いは入国時に当月分を、それ以降は月初めにその月分を支払う。 ・滞在日数に変動が生じる場合には、支給後であっても滞在日数に合わせて清算する。 |
| 2 宿舎借上げ経費 | 滞在期間中の宿泊施設の費用を負担する。 | ・宿泊施設は敷金、礼金の発生しない受入施設の宿泊所またはマンスリーマンションとする。 ・宿泊施設は生活に最低限必要な家具等（インターネット回線含む）がそろった1ルーム（1DK、1K含む）相当とし、エネ研が選定する。 ・契約に伴う諸経費はエネ研の負担とする。 ・宿泊中に発生した損害賠償等は原則として海外研究者・研究生の負担とする。 |
| 3 通勤費 | 宿泊施設から受入研究機関までの公共交通機関の定期券を支給する。 | ・宿泊施設から受入研究機関の距離が2.0km未満の場合は、支給対象外とする。 ・公共交通機関にタクシーは含まない。 |
| 4 健康診断費 | 研究にて管理区域に立ち入る場合および受け入れの際に日本において健康診断が必要となる場合において健康診断費、特殊健康診断費用を負担する。 | ・申込時に必要な診断書の発行に要する費用は海外研究者・研究生の負担とする。 |
| 5 保険費 | 日本滞在中の海外旅行保険を負担する。 | ・海外旅行保険の内容については、エネ研が選定する。 |
| 6 学費 | 研究生の受け入れに関して学費（入学金、授業料）が発生する場合には、その費用を負担する。 | ・学費は、研究生の受け入れ前に、エネ研から受入研究機関に直接支払う。 |

- 上記費用はすべて本制度において実施する研究に係るものに限る。
- 実験設備や試薬等の利用・購入等、研究で必要となる諸経費については、原則として受入研究機関の負担とする。ただし、海外研究者・研究生が個人で所有することになる物については、海外研究者・研究生の負担とする。
- 研究期間中における施設見学、論文発表等による国内移動費用については、受入研究機関の依頼に基づき必要と認められた場合、その費用を負担する。